

愛知教育大学における「こども性暴力防止法」に関する対応について

令和8年12月25日から、「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」がスタートし、18歳未満の児童等に対して教育・保育などを行う学校、保育所、学習塾などの事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められています。

大学における教育においても、教育実習、学校体験活動といった授業やクラブ・サークル、ボランティアといった課外活動など、学生がこどもと接する活動（以下「実習等」という。）の機会が数多くある本学にとって、児童等への性暴力防止の推進は務めであります。本学は、同法の趣旨にのっとり、関係の事業者と連携の上、適正に対応してまいります。

については、以下に同法の概要や学生の皆さんに留意いただきたいことをお知らせしますので、御理解、御協力を願いします。

「こども性暴力防止法」が

2026年12月25日にスタートします。

～学生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。学生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

【事業者に求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【学生の皆さんに留意いただきたいこと】

- 実習等の計画において、こどもと一対一になることが予定されている、期間が相当長期にわたるなど、学生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性

を有する活動であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は活動先の事業者（学校等）が行います。

- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、学生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する活動はできないことになります。
- 履修登録前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出を求めます。
- 性犯罪前科がある場合、実習等ができないことにより教員免許等の取得や卒業・修了ができなくなる可能性があります。

※実習等とは、教育実習や学校体験活動等の授業科目及び課外活動も含めた児童等に接する可能性のある活動、全てに該当します。

【参考】制度の詳細はこちらをご覧ください。

- こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(問い合わせ先)

学務部教務企画課 0566-26-2166